

熊本県司法書士会退職金規程

第1条 この規程は、熊本県司法書士会(以下「本会」という。)事務局就業規程第20条に基づき、本会事務局の事務員(以下「職員」という。)の退職金について定めたものである。

第2条 職員が退職したときは、この規程により退職金を支給する。

2 前項の退職金の支給は、本会が各職員について中小企業退職金共済事業団(以下、「事業団」という)との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

第3条 新たに雇い入れた職員については、試用期間を経過し、本採用となった月に事業団と退職金共済契約を締結する。

第4条 退職金共済契約の掛金月額は、原則として月1万円とし、毎年4月に掛金を調整する。

第5条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

第6条 職員が懲戒解雇を受けた場合には、事業団に退職金の減額を申し出ることがある。

第7条 退職金は、職員(職員が死亡したときは遺族)に交付する退職金共済手帳により、事業団から支給を受けるものとする。

2 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人又は遺族が、退職又は死亡後遅滞なく事業団に対して退職金を請求することができるよう、すみやかに退職金共済手帳を本人又は遺族に交付する。

第8条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要ある場合には、職員代表と協議のうえ改廃することができる。

附 則

1 この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。